

令和8年第1回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和8年3月4日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 3 号	宗海橋橋梁修繕工事請負契約の締結について	1
議案第 4 号	町道路線の廃止について	3
議案第 5 号	令和 7 年度四万十町一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議案第 6 号	令和 7 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 7 号	令和 7 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 8 号	令和 7 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 9 号	令和 7 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 10 号	令和 7 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 11 号	令和 7 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 12 号	令和 7 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 13 号	令和 7 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 14 号	令和 7 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 15 号	令和 7 年度四万十町下水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 16 号	四万十町過疎地域持続的発展計画の策定について	5
議案第 17 号	第 2 次四万十町住生活基本計画の策定について	8
議案第 18 号	四万十町人権尊重のまちづくり条例について	11
議案第 19 号	四万十町手話言語条例について	13
議案第 20 号	四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について	14
議案第 21 号	四万十町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第 22 号	四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について	23
議案第 23 号	四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について	28
議案第 24 号	四万十町火入れに関する条例の一部を改正する条例について	31
議案第 25 号	四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について	34
議案第 26 号	四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例について	37
議案第 27 号	四万十町短期滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例について	43

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第28号 ～議案第55号	指定管理者の指定に関する共通資料	44
議案第28号	四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について	47
議案第29号	四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について	48
議案第30号	四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について	49
議案第31号	四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について	50
議案第32号	四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について	51
議案第33号	四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について	52
議案第34号	四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について	53
議案第35号	四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について	54
議案第36号	四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について	55
議案第37号	四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について	56
議案第38号	四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について	57
議案第39号	四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について	58
議案第40号	四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について	59
議案第41号	四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について	60
議案第42号	四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について	61
議案第43号	四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について	62
議案第44号	四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について	63
議案第45号	四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について	64
議案第46号	四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について	65
議案第47号	四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について	66
議案第48号	四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について	67
議案第49号	地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について	68
議案第50号	四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について	69
議案第51号	四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について	70

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第52号	四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について	71
議案第53号	四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について	72
議案第54号	窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について	73
議案第55号	四万十町窪川B&G海洋センターに係る指定管理者の指定について	74
議案第56号	令和8年度四万十町一般会計予算	別冊
議案第57号	令和8年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第58号	令和8年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算	別冊
議案第59号	令和8年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算	別冊
議案第60号	令和8年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算	別冊
議案第61号	令和8年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第62号	令和8年度四万十町介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第63号	令和8年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算	別冊
議案第64号	令和8年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算	別冊
議案第65号	令和8年度四万十町水道事業会計予算	別冊
議案第66号	令和8年度四万十町下水道事業会計予算	別冊

■議案第3号 宗海橋橋梁修繕工事請負契約の締結について

【要旨】

昭和43年に仮設された宗海橋の修繕工事について、一般競争入札による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容】

工 事 名	令和7年度 道メ補 第2-2-1号 宗海橋橋梁修繕工事
工 事 場 所	四万十町 下津井 地内
契 約 の 金 額	98,945,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 8,995,000 円）
契 約 の 相 手 方	四万十町大正 230 番地 8 株式会社 田邊建設 代表取締役 田邊 一也
工 期	議決日の翌日から令和8年3月31日まで
工 種	土木一式工事
事 業 量	ボルト設置工 N=6本 塗装塗替工 A=470 m ² 仮設工 一式

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

入 札 記 録

工 事 名	宗海橋橋梁修繕工事		
工 事 番 号	令和7年度 道メ補 第2-2-1号		
入 札 区 分	一般競争入札（地域密着型）		
開 札 日 時	令和8年2月24日 午前9時00分		
入 札 場 所	電子入札システム		
予 定 価 格 ①	102,025,000 円	最低制限価格	91,575,000 円
落札決定金額 ②	98,945,000 円	落札率	②/①= 96.98%
契 約 金 額	98,945,000 円	内取引に係る消費税 及び地方消費税額	8,995,000 円
請 負 者 名	高知県高岡郡四万十町大正230-8 株式会社 田邊建設		
業 者 名	第 1 回	備 考	
(株)田邊建設	98,945,000 円	(落)	
(株)井原組	101,200,000 円		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第4号 町道路線の廃止について

【要旨】

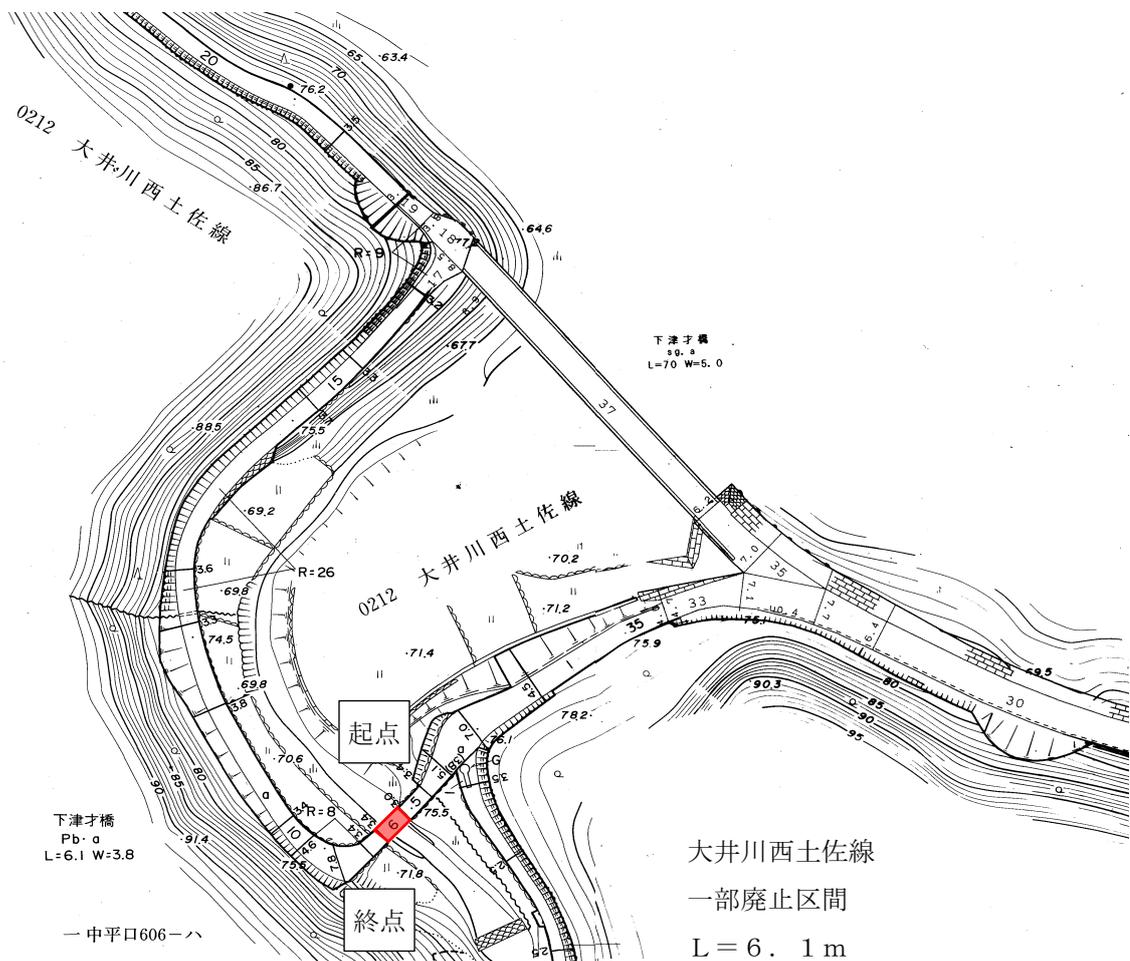
町道路線の一部を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

[大井川西土佐線]

井崎集落から四万十市を接続する重要な生活道路として供用されておりますが、当該区間については、道路改良事業により隣接して道路が新設された区間であるため、従前からの道路が旧道として残っている状況です。この旧道の橋梁部分については、使用されておらず、一般交通の用に供する必要がなくなったと認め、当該区間を廃止して維持管理の軽減を図るものです。

路線概要

整理番号	30212	延長
路線名	大井川西土佐線	
起点地番	広瀬字一中ビラクチ 554 番 1 地先	6.1m
終点地番	広瀬字セエツクチ 534 番 5 地先	



【根拠法令】

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 （略）

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

■議案第16号 四万十町過疎地域持続的発展計画の策定について

【要旨】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」といいます。）に基づく過疎地域持続的発展計画の策定について、同法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、同法第8条第7項の規定による高知県への事前協議については、昨年12月に協議書を提出し、本年2月に異議がない旨の回答を文書により受けています。

【過疎対策の沿革】

昭和30年代以降の高度経済成長に伴い、農山漁村地域から都市地域に向けて若者を中心とした大きな人口移動が起こり、都市地域では人口の集中による過密問題が発生する一方、農山漁村地域では住民の減少により地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたすような、いわゆる過疎問題が発生しました。

このような課題に対応するため、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定され、これまで5次にわたり特別措置が講じられてきましたが、依然として人口減少に歯止めがかからず、基幹産業である農林水産業の担い手不足や集落活動の低下等、厳しい状況が続いています。

現行の過疎法は、人口減少が避けられない状況の中で、ICTの活用や関係人口の創出などを重視した地域の持続的な発展へと目的が転換され、令和3年4月に10年間の時限立法として施行されています。

【計画策定にあたっての基本的な考え方】

今回は、過疎法に基づき後期5年間の計画期間として策定するものであることから、基本的には令和3年に策定した前期計画からの大きな変更は行いません。過疎対策事業債の活用にあたっては本計画への掲載が必須となるため、町の最上位計画である第2次四万十町総合振興計画との整合性を図りつつ、過疎法の目的に合致する事業を幅広く掲載します。

なお、本計画に掲載した事業については、毎年度の進捗管理を行うとともに、社会情勢や町の財政状況等によりその都度見直しを行い、事務事業の効果的な実施に努めます。

【基本方針】

総合振興計画に掲げる3つの基本方針に基づき、本町が目指すべきまちづくりの実現に向けた取り組みとともに、人口減少の克服と地方創生の推進に係る戦略プランとして策定した四万十町デジタル田園都市構想総合戦略とも一体的に取り組みを推進します。

【計画内容】

- (1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- (2) 産業の振興
- (3) 地域における情報化
- (4) 交通施設の整備、交通手段の確保
- (5) 生活環境の整備
- (6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- (7) 医療の確保
- (8) 教育の振興
- (9) 集落の整備
- (10) 地域文化の振興等
- (11) 再生可能エネルギーの利用の推進

上記 11 項目を柱として、過疎地域である本町の実情や新たな動きに対応するための各種取り組みを実施します。

【根拠法令】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜粋）

（過疎地域持続的発展市町村計画）

- 第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。
- 2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項
 - (2) 地域の持続的発展に関する目標
 - (3) 計画期間
 - (4) 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
 - ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
 - ハ 地域における情報化に関する事項
 - ニ 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項
 - ホ 生活環境の整備に関する事項
 - ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
 - ト 医療の確保に関する事項
 - チ 教育の振興に関する事項
 - リ 集落の整備に関する事項
 - ヌ 地域文化の振興等に関する事項
 - ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項
 - (5) 市町村計画の達成状況の評価に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項
- 3 市町村計画には、前項第4号ロに掲げる事項に関し、過疎地域の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信産業の振興、観光の振興その他の産業の振興の促進に関する事項（以下この条及び第27条において「産業振興促進事項」という。）を記載することができる。
- 4 産業振興促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）
 - (2) 産業振興促進区域において振興すべき業種
 - (3) 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項
- 5 市町村計画に第2項第4号に掲げる事項を記載するに当たっては、他の市町村との連携に関する事項について記載するよう努めるものとする。
- 6 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画及び当該市町村計画を定めようとする市町村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めなければならない。
- 7 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第2項第4号に掲げる事項（産業振興促進事項を含む。）については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。
- 8 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 9 主務大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。
- 10 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

■議案第17号 第2次四万十町住生活基本計画の策定について

【要旨】

本町では、住生活基本計画（全国計画）を踏まえ、平成24年3月に四万十町住生活基本計画を策定し、平成31年3月の改定を経て、住生活の安定確保と質の向上に関する施策を推進してきました。

本議案は、四万十町住生活基本計画の計画期間が満了することに伴い、新たに第2次四万十町住生活基本計画を策定することについて、四万十町議会基本条例（平成22年四万十町条例第26号）第11条の規定により議会の議決を求めるものです。

【計画の位置付け】

本計画は、本町の住宅政策分野における取り組みの基本的な方針を示すもので、住生活基本法第7条第1項の規定による、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定します。

【計画期間】

令和8年度から令和17年度までの10年間

【提案までの経過】

計画策定に当たっては、現行計画の評価や町民の住まいと暮らしに関するアンケート調査、町内で活動する関係団体へのヒアリングを実施し、住生活の課題を整理して計画案を取りまとめました。

その後、有識者、公募による者、行政職員で組織する四万十町住生活基本計画策定委員会で協議を行い、本年1月に意見公募手続きが完了しています。

【目指すべき姿】

本計画では、これまでの計画の目指す方向と第2次四万十町総合振興計画による目指すまちの将来像を踏まえ、「安心の家、つながる地域、未来につむぐ四万十の暮らし」を目指すべき姿とします。

【基本目標】

目指すべき姿の実現に向け、3つの基本目標を掲げて施策に取り組みます。

I 居住基盤と社会的な安定の確立

～世代を重ね、安心して住み続けられる地域づくり～

定住人口の確保に貢献する「若者の転出の抑制」と「移住からの定住促進」への取り組みを拡大するとともに、住宅確保要配慮者の居住安定に向けた住宅・福祉施策の連携を強化します。

II 安全性と高性能を備えたストックへの改善

～災害に強く、健康で快適に暮らせる住空間づくり～

耐震化率の向上に引き続き取り組み、災害に対応するための事前復興の観点を導入した地域の防災力強化を図ります。さらに、住宅の品質を向上させるため、断熱改修やリフォーム・リノベーションへの情報提供を強化し、既存住宅を安全で快適な状態に保ち、長寿命化を図るための施策を一体的に推進します。

III 地域資産を活用した循環の創出

～地域の資源を活かした持続可能な住まいづくり～

中間管理住宅の供給等、移住定住に向けた空き家活用施策を実施するとともに、管理不全の空き家への対策を実施し、空き家の活用と管理不全の解消を一体的に推進します。さらに、町産材の活用促進や 2050 年カーボンニュートラルの達成に向け、住宅の省エネルギー性能や環境性能の向上を目的とした支援制度の周知と推進を図ります。

【重点的な取り組み】

I 空き家の再生・活用・除却の一体的な推進

再生不能な老朽建築物に対して除却支援を制度化し、安全性の確保を図ります。さらに、空き家に関するワンストップ窓口を介して再生・活用を推進するとともに、定住促進に貢献する施策とも連携を図り、活用可能な住宅の確保に努めます。

II 安全・安心で環境にやさしい住空間の形成

耐震診断・設計・改修制度についてより一層の活用を促進し、安全・安心の確保に努めるとともに、断熱改修など省エネルギー性能を高める改修や設備の導入を促進し、2050 年カーボンニュートラルへの取り組みを推進します。

また、福祉部局や関連機関との連携による包括的な居住支援体制を構築し、あらゆる世代が健康で快適に暮らせる住空間づくりを一体的に進めます。

III 町営住宅団地の統廃合と地域における活用の促進

老朽住宅の更新と並行した団地の統廃合を進めるとともに、当面保持する住宅については適切な維持管理や高齢者等のニーズに応じた計画的な改善を進めます。

また、団地の統廃合により発生する余剰地は、定住の促進や町民の住生活の向上に資する利活用の方向を検討するとともに、団地内の集会所については周辺住民との交流拠点や地域の子育て支援拠点として活用できるよう取り組みます。

【根拠法令】

四万十町議会基本条例（抜粋）

（法第96条第2項の議決事項）

第11条 法第96条第2項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更についてはこの限りでない。

（1）～（8）（略）

（9） 住生活基本計画

■議案第18号 四万十町人権尊重のまちづくり条例について

【要旨】

人権尊重のまちづくりを推進するための基本理念を定め、町の責務並びに町民及び団体の役割を明らかにするとともに、あらゆる人権に関する問題への取組を推進するために必要な事項を定めて施策の推進を図り、全ての人の人権が尊重され生き生きと暮らすことができる社会を実現することを目的としてこの条例を定めます。

【条例制定の経緯】

日本国憲法や世界人権宣言は、基本的人権の尊重を大きな柱として掲げ、世界は、持続可能な開発目標「SDGs」に向かって、あらゆる立場の人の不平等や人権侵害を無くして差別のない社会の実現を目指し、誰ひとり取り残さない取り組みを進めています。

しかし、子どものいじめや虐待、配偶者・パートナーへのDV、高齢者への虐待や権利侵害等の様々な人権問題は存在しています。また、最近ではジェンダー平等やインターネットへの誹謗中傷の書き込みなど、新たな人権課題も生じています。

本町では、四万十町総合振興計画の施策目標として「人権尊重の推進」を掲げ、差別や偏見のない社会づくりを目指し、人権意識を高めるための教育や啓発に努めてきました。そして、町民一人ひとりの人権を尊重したまちづくりを進めるためには条例の制定が不可欠であると判断しました。

令和2年度に四万十町人権条例検討委員会を設置して検討を重ね、四万十町人権尊重のまちづくり条例素案を作成しました。意見公募手続きの中で反対意見も多く出され、人権尊重のまちづくりの推進には住民の総意が必要として上程を保留。その後、関係団体等との意見交換を行い、人権条例の素案について合意形成が図られ、意見公募手続き等を経て反対意見がなかったことから、本条例を制定します。

【条例案の策定作業の経過】

令和2年	11月	四万十町人権条例検討委員会設置
		第1回検討委員会
	12月	第2回検討委員会
令和3年	1月	第3回検討委員会
	3月	第4回検討委員会
	5月	第5回検討委員会
	7月	第6回検討委員会
	8月	四万十町議会教育民生常任委員会・全員協議会で条例素案の報告
令和4年	1月	意見公募手続、住民説明会
令和4年	8月	公募意見に対する町の考え方を公表 人権教育研究協議会との懇談会
令和5年	9月	人権教育研究協議会との意見交換会
令和7年	11月	人権教育研究協議会との意見交換会

【施行期日】

公布の日

【条例施行後の人権尊重施策の推進方法】

- ① 本条例に基づき、人権尊重のまちづくりの具体的な取り組みを定めた基本計画を策定します。
- ② 基本計画は、令和8年度から四万十町人権尊重のまちづくり審議会を設置して検討し、早期の策定を目指します。
- ③ 基本計画に基づく人権施策の推進に当たっては、町民及び団体の自主性を尊重するとともに、人権の啓発及び相談等に関わる機関それぞれの中立性を確保します。

【根拠法令】

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第7条～第9条 （略）

■議案第19号 四万十町手話言語条例について

【要旨】

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、町の施策の基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的に施策の推進を図り、もって町民がお互いを尊重し合い安心して生活できる地域社会を実現するため、本条例を制定するものです。

【これまでの経過】

令和7年	8月29日	四万十町手話言語条例検討委員会設置要綱を施行
	10月14日	第1回検討委員会
	11月13日	第2回検討委員会
	12月16日	第3回検討委員会
令和8年	1月15日～2月5日	意見公募手続
令和8年	1月27日	教育民生常任委員会 条例案を報告

【条例の概要】

手話に対する理解の促進及び手話の普及についての基本理念、町の責務、町民及び事業者の役割、施策の推進を定めます。

【施行期日】

公布の日

【令和8年度以降に取り組む主な施策例】

- ①手話に対する理解及び手話の普及を図るための広報活動及び啓発活動
- ②手話による意思の疎通及び情報の取得をしやすい環境づくりのための手話の学習機会の提供
- ③ろう者の社会参加の機会の拡大を図るための意思疎通支援事業の実施

■議案第20号 四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地方公共団体の内部組織については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第2項において普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないとされており、その仕組みや構造を行政活動の質的・量的な変化に応じて不断に再編を行っていく必要があります。

本町では、第2次四万十町総合振興計画において、日本が誇る四万十川流域の環境づくりを基本方針の1つに掲げ、その推進を図るための専門組織として四万十川振興室を設置していましたが、平成26年に前身の四万十川対策室を設置してから12年が経過したこともあり、行政運営の効率化を図るため、組織を閉鎖し所管事務を既存の各課に分散します。

また、上記による企画課の分掌事務の改正に併せて、税務課、にぎわい創出課及び環境水道課の分掌事務を現状に即した規定へ、総務課及び危機管理課の分掌事務の軽微な字句の修正をそれぞれ行います。

【改正内容】

町長の権限に属する事務を分掌させるため設置した課について、それぞれの分掌事務を次のとおり整理します。

《四万十川振興室の閉鎖に伴うもの》

- ・企画課の分掌事務、（7）四万十川対策に関するものを削除

《上記以外の規定修正》

- ・税務課の分掌事務、（1）町税及び県民税に関する事項に森林環境税を追加
- ・にぎわい創出課の分掌事務、（4）移住促進に関する事項を移住定住促進に関する事項に修正し、（5）ふるさと納税に関する事項を追加
- ・上下水道課の分掌事務、（1）上水道及び簡易水道に関する事項のうち、簡易水道を削除
- ・総務課及び危機管理課の分掌事務一部修正

【新旧対照表】

別紙のとおり

【施行期日】

令和8年4月1日

【参考】

町村合併後における課等の主な再編状況（概要）

- 平成 21 年 4 月 … ○町民環境課から環境部門を独立させ「環境課」を新設
○上記に伴い、町民環境課を「町民課」に改名
○十和医療福祉センターを廃止
- 平成 26 年 4 月 … ○管財契約課を廃止し「総務課」に統合
○総務課内の防災対策室を分割し「危機管理課」を新設
○環境課と町民課を統合し「町民環境課」に再編
○町民環境課の内部組織として「四万十川対策室」を設置
○総合支所を「地域振興局」として位置付け
○総合支所内の産業建設課を「地域振興課」に統合
- 平成 28 年 4 月 … ○企画課の内部組織として「人材育成推進室」を設置
- 平成 29 年 4 月 … ○商工観光課を「にぎわい創出課」に改名
○町民環境課内の環境行政部門を上下水道課に移管し、
上下水道課を「環境水道課」に改名
○上記に伴い、町民環境課を「町民課」に改名
○四万十川対策室を企画課の内部組織に変更
○企画課の内部組織であった人材育成推進室を、人材育成
に特化した組織「人材育成推進センター」として新設
- 平成 30 年 4 月 … ○にぎわい創出課の内部組織として「地産外商室」を設置
- 令和 2 年 4 月 … ○健康福祉課から高齢者福祉及び介護保険部門を独立させ
「高齢者支援課」を新設
○四万十川対策室を「四万十川振興室」に改名
- 令和 8 年 4 月 … ○「四万十川振興室」「地産外商室」「人材育成推進センタ
ー」を閉鎖（予定）
※上記 3 部署の閉鎖は行政組織規則の設置規定改正による

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（内部組織の編成）

- 第 158 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

四万十町行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に規定する各課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。</p> <p>総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会及び<u>町</u>の行政一般に関する事項 (2) 人事、給与その他職員に関する事項 (3) 予算<u>その他</u>財務に関する事項 (4) 秘書、儀式、栄典、褒章及び表彰に関する事項 (5) 文書、行政手続、情報公開及び個人情報保護の総括に関する事項 (6) 財産(町税及びこれに附帯する債権を除く。)の総括に関する事項 (7) 入札及び契約に関する事項 (8) 他の課の所管に属さない事項 <p>危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 危機管理<u>及び</u>国民保護に関する事項 (2) 消防、水防、防災<u>及び</u>防犯に関する事項 (3) 交通安全に関する事項 <p>企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 行政施策の総合的な企画立案及び調整に関する事項 (2) 広報、広聴及び地域自治に関する事項 (3) 情報システムに関する事項 (4) 公共交通に関する事項 (5) 統計に関する事項 	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に規定する各課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。</p> <p>総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会及び<u>条例、規則並びに</u>行政一般に関する事項 (2) 人事、給与その他職員に関する事項 (3) 予算<u>及び</u>財務に関する事項 (4) 秘書、儀式、栄典、褒章及び表彰に関する事項 (5) 文書、行政手続、情報公開及び個人情報保護の総括に関する事項 (6) 財産(町税及びこれに附帯する債権を除く。)の総括に関する事項 (7) 入札及び契約に関する事項 (8) 他の課の所管に属さない事項 <p>危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 危機管理、<u>国民保護</u>に関する事項 (2) 消防、水防、防災、<u>防犯</u>に関する事項 (3) 交通安全に関する事項 <p>企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 行政施策の総合的な企画立案及び調整に関する事項 (2) 広報、広聴及び地域自治に関する事項 (3) 情報システムに関する事項 (4) 公共交通に関する事項 (5) 統計に関する事項

改正後	改正前
<p>(6) 地域振興に関する事項</p> <p>税務課</p> <p>(1) 町税、<u>県民税及び森林環境税</u>に関する事項</p> <p>(2) 国民健康保険税に関する事項</p> <p>(3) 固定資産に関する事項</p> <p>(4) 税外債権の滞納整理及び処分に関する事項</p> <p>町民課</p> <p>(1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事項</p> <p>(2) 国民健康保険及び国民年金に関する事項</p> <p>(3) 後期高齢者医療に関する事項</p> <p>(4) 人権対策及び男女共同参画に関する事項</p> <p>(5) 児童福祉及び母子福祉に関する事項（他の課の所管に属するものを除く。）</p> <p>健康福祉課</p> <p>(1) 健康増進及び保健衛生に関する事項</p> <p>(2) へき地医療及び救急医療等に関する事項</p> <p>(3) 障害者福祉、児童福祉及び社会福祉に関する事項（保育所に 関する事項を除く。）</p> <p>高齢者支援課</p> <p>(1) 高齢者福祉に関する事項</p> <p>(2) 介護保険に関する事項</p> <p>農林水産課</p> <p>(1) 農業及び畜産業に関する事項</p> <p>(2) 森林及び林業に関する事項</p>	<p>(6) 地域振興に関する事項</p> <p>(7) <u>四万十川対策に関する事項</u></p> <p>税務課</p> <p>(1) 町税及び<u>県民税</u>に関する事項</p> <p>(2) 国民健康保険税に関する事項</p> <p>(3) 固定資産に関する事項</p> <p>(4) 税外債権の滞納整理及び処分に関する事項</p> <p>町民課</p> <p>(1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事項</p> <p>(2) 国民健康保険及び国民年金に関する事項</p> <p>(3) 後期高齢者医療に関する事項</p> <p>(4) 人権対策及び男女共同参画に関する事項</p> <p>(5) 児童福祉及び母子福祉に関する事項（他の課の所管に属するものを除く。）</p> <p>健康福祉課</p> <p>(1) 健康増進及び保健衛生に関する事項</p> <p>(2) へき地医療及び救急医療等に関する事項</p> <p>(3) 障害者福祉、児童福祉及び社会福祉に関する事項（保育所に 関する事項を除く。）</p> <p>高齢者支援課</p> <p>(1) 高齢者福祉に関する事項</p> <p>(2) 介護保険に関する事項</p> <p>農林水産課</p> <p>(1) 農業及び畜産業に関する事項</p> <p>(2) 森林及び林業に関する事項</p>

改正後	改正前
<p>(3) 水産業に関する事項 にぎわい創出課</p> <p>(1) 商業及び工業に関する事項</p> <p>(2) 観光に関する事項</p> <p>(3) 労働及び消費者に関する事項</p> <p>(4) 移住定住促進に関する事項</p> <p><u>(5) ふるさと納税に関する事項</u></p> <p>建設課</p> <p>(1) 道路及び河川に関する事項</p> <p>(2) 漁港及び土地改良に関する事項</p> <p>(3) 住宅及び建築に関する事項</p> <p>(4) 都市計画及び都市整備に関する事項</p> <p>(5) 農山村整備に関する事項</p> <p>(6) 公園及び緑地に関する事項</p> <p>(7) 国土調査に関する事項</p> <p>(8) 法定外公共物に関する事項</p> <p>環境水道課</p> <p>(1) 上水道に関する事項</p> <p>(2) 下水道及び農業集落排水施設に関する事項</p> <p>(3) 環境保全に関する事項</p> <p>(4) 循環型社会の推進に関する事項</p>	<p>(3) 水産業に関する事項 にぎわい創出課</p> <p>(1) 商業及び工業に関する事項</p> <p>(2) 観光に関する事項</p> <p>(3) 労働及び消費者に関する事項</p> <p>(4) 移住促進に関する事項</p> <p>建設課</p> <p>(1) 道路及び河川に関する事項</p> <p>(2) 漁港及び土地改良に関する事項</p> <p>(3) 住宅及び建築に関する事項</p> <p>(4) 都市計画及び都市整備に関する事項</p> <p>(5) 農山村整備に関する事項</p> <p>(6) 公園及び緑地に関する事項</p> <p>(7) 国土調査に関する事項</p> <p>(8) 法定外公共物に関する事項</p> <p>環境水道課</p> <p>(1) 上水道及び簡易水道に関する事項</p> <p>(2) 下水道及び農業集落排水施設に関する事項</p> <p>(3) 環境保全に関する事項</p> <p>(4) 循環型社会の推進に関する事項</p>

■議案第21号 四万十町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第104号）の改正、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の制定及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の改正に伴い、一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正するものです。

【改正内容】

1. 移転料（条例第20条）

赴任に伴う住所又は居所の移転について

改正前・・・新旧の勤務地間の距離に応じた定額支給

改正後・・・新旧の居住地間の移転に係る経費の実費支給

○運送業者等により家財の運送を行う場合は、複数業者の見積りにより、最も経済的であるものを選択するときに限り、当該運送に要する額の実費を支給

○宅配便又は自家用車等で運送を行う場合は、当該運送に要する額の実費を支給

2. 外国旅行の日当及び宿泊料（条例第31条）

改正前・・・改正前の国家公務員等の旅費に関する法律別表第2において区分される「指定都市」「甲地方」「乙地方」「丙地方」の4つの区分の金額に準じて定めていた（新旧対照表参照）

改正後・・・改正後の国家公務員等の旅費支給規程別表第2の2及び別表第3の2において国や地方ごとに定める金額に準じて定める

○日当(1日につき) 5,400円

国家公務員等の旅費支給規程別表第3の2(外国の宿泊手当)の、現在外国旅行が想定されている都市(韓国)を基本として金額を設定

○宿泊料(1夜につき) 国家公務員等の旅費支給規程別表第2の2に区分される該当地域の最も低い額

(例) 韓国(高敞郡)の場合

日当 (改正前) 条例別表第2の「乙地方」に該当し 1日につき4,200円を支給
(改正後) 1日につき5,400円を支給

宿泊料 (改正前) 条例別表第2の「乙地方」に該当し 1夜につき12,900円を支給
(改正後) 大韓民国その他の地に該当し 1夜につき23,000円を支給

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町一般職の職員の旅費に関する条例の改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、<u>実費額</u>により支給する。</p> <p>10～16 (略)</p> <p>(移転料)</p> <p>第20条 移転料の額は、次に掲げる方法で算出した額による。</p> <p>(1) 運送業者等により家財の運送を行う場合には、<u>複数業者の見積りにより、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額とする方法</u></p> <p>(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、<u>当該運送に要する額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものと第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(日当、宿泊料及び食卓料)</p> <p>第31条 日当及び宿泊料の額は、別表第2に定める額による。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、<u>路程等に応じ定額</u>により支給する。</p> <p>10～16 (略)</p> <p>(移転料)</p> <p>第20条 移転料の額は、次に定める額による。</p> <p>(1) <u>赴任の際扶養親族(主として職員の収入によって生計を維持している配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹、以下同じ。)を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に同じ別表第1に定める額</u></p> <p>(2) <u>赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(日当、宿泊料及び食卓料)</p> <p>第31条 日当及び宿泊料の額は、<u>旅行先の区分に応じ別表第2に定める額</u>による。</p> <p>2～4 (略)</p>

改正後		改正前	
別表第1 (第6条、第16条、 <u>第18条</u> 、 <u>第19条</u> 、 <u>第21条</u> 、 <u>第24条</u> 関係) 内国旅行の旅費		別表第1 (第6条、第16条、 <u>第18条</u> 、 <u>第21条</u> 、 <u>第24条</u> 関係) 内国旅行の旅費	
車賃、日当及び宿泊料		1 車賃、日当及び宿泊料	
車賃 (1キロメートルにつき)	25円	車賃 (1キロメートルにつき)	25円
日当 (1日につき)	2,000円	日当 (1日につき)	2,000円
宿泊料 (1夜につき)	県外	県外	12,000円
	県内	県内	8,000円
	管内	管内	4,500円
備考	日当については、この表の規定にかかわらず、勤務公署より片道100キロメートル未満については1,000円とし、同40キロメートル未満については支給しないものとする。 <u>(削除)</u>	備考	日当については、この表の規定にかかわらず、勤務公署より片道100キロメートル未満については1,000円とし、同40キロメートル未満については支給しないものとする。
区分		2 移転料	
鉄道50キロメートル未満	円	鉄道50キロメートル未満	円
50キロメートル以上	83,000	50キロメートル以上	円
100キロメートル未満	102,000	100キロメートル未満	円
100キロメートル以上	126,000	100キロメートル以上	円
300キロメートル未満	169,000	300キロメートル未満	円
300キロメートル以上	177,000	300キロメートル以上	円
500キロメートル未満	189,000	500キロメートル未満	円
500キロメートル以上	219,000	500キロメートル以上	円

備考 路程の計算については、水路及び陸路の4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。

改正後		改正前	
別表第2 (第31条、第32条、第34条関係) 外国旅行の旅費		別表第2 (第31条、第32条、第34条関係) 外国旅行の旅費	
1 日当、宿泊料及び食卓料		1 日当、宿泊料及び食卓料	
日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	
5,400円	国家公務員等の旅費支給規定(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2の2に区分される該当地名の最も低い額	5,800円	
2 支度料及び死亡手当		2 支度料及び死亡手当	
支度料		支度料	
旅行期間1か月未満	旅行期間1月以上3か月未満	旅行期間3か月以上	旅行期間3か月以上
66,030円	80,180円	94,330円	94,330円
死亡手当		死亡手当	
			490,000円

備考

- 「指定都市」とは国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第2において指定されている地域を、「甲地方」とは同表において甲地方とされている地域を、「丙地方」とは同表において丙地方とされている地域を、「乙地方」とは指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。
- 船舶又は航空機による旅行(外国を発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める額とする。

■議案第22号 四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例
の一部を改正する条例について

【要旨】

高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウスは共に、町内に居住するおおむね 65 歳以上の一人暮らし又は夫婦のみの世帯の方で、高齢等のために独立して生活することに不安のある方を対象とした施設です。

十和地域にある2施設では、デイサービス事業と居住部門事業を実施していますが、両施設ともに入所を希望する待機者はなく、高齢者数の減少に伴い、デイサービスの利用者も減少しています。

今後は2施設分の需要はなくなることが予想されることから、生活支援ハウスを需要に即した施設へと転換するため、本条例を改正するものです。

【主な改正内容】

1. 十和高齢者生活支援ハウスのデイサービス事業を十和高齢者生活福祉センターへ一本化します。
2. 十和高齢者生活支援ハウスの居住部門を認知症グループホームへ転用します。
3. その他
今回の改正に併せて、字句の修正等を行います。

【施行期日】

令和8年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前										
<p>○四万十町十和高齢者生活福祉センター条例 平成18年3月20日条例第72号 (設置)</p> <p>第1条 町内に居住する高齢者に対し、各種のサービスのほか、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図るため、四万十町十和高齢者生活福祉センター（以下「福祉センター」という。）を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="734 1142 869 2016"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十町十和高齢者生活福祉センター <u>こいのぼり荘</u></td> <td>四万十町昭和470番地6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日及び利用時間)</p> <p>第4条 福祉センターの休館日及び利用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用時間 デイサービス事業の利用時間は、<u>午前9時から午後4時10分</u>までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定は、居住部門事業については適用しない。</p> <p>3 (略) (事業)</p>	名称	位置	四万十町十和高齢者生活福祉センター <u>こいのぼり荘</u>	四万十町昭和470番地6	<p>○四万十町十和高齢者生活福祉センター <u>及び生活支援ハウス</u> 条例 平成18年3月20日条例第72号 (設置)</p> <p>第1条 町内に居住する高齢者に対し、各種のサービスのほか、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図るため、四万十町十和高齢者生活福祉センター <u>及び生活支援ハウス</u>（以下「福祉センター」という。）を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="734 201 869 1097"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十町十和高齢者生活福祉センター</td> <td>四万十町昭和470番地6</td> </tr> <tr> <td><u>四万十町十和高齢者生活支援ハウス</u></td> <td><u>四万十町久保川41番地1</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日及び利用時間)</p> <p>第4条 福祉センターの休館日及び利用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用時間 デイサービス事業の利用時間は、<u>午前9時30分から午後3時30分</u>までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定は、居住部門事業 <u>及び給食サービス事業</u>については適用しない。</p> <p>3 (略) (事業)</p>	名称	位置	四万十町十和高齢者生活福祉センター	四万十町昭和470番地6	<u>四万十町十和高齢者生活支援ハウス</u>	<u>四万十町久保川41番地1</u>
名称	位置										
四万十町十和高齢者生活福祉センター <u>こいのぼり荘</u>	四万十町昭和470番地6										
名称	位置										
四万十町十和高齢者生活福祉センター	四万十町昭和470番地6										
<u>四万十町十和高齢者生活支援ハウス</u>	<u>四万十町久保川41番地1</u>										

改正後	改正前
<p>第6条 福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) デイサービス事業 ア～キ (略)</p> <p>ク 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第17項の地域密着型通所介護</u>に関すること。</p> <p><u>削除</u></p> <p>(2) 居住部門事業 ア～エ (略)</p> <p><u>削除</u></p> <p>(3) <u>その他</u>町長が必要と認める事業 (利用者の範囲)</p> <p>第7条 福祉センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) デイサービス事業にあっては、町内に居住するおおむね65歳以上の者であって、<u>介護保険法第7条第3項及び第4項に規定する要介護及び要支援者、同法第115条の45第1項第1号に規定する事業の対象者（以下「要介護者等」という。）及び独居等により日常生活を営むのに支障がある者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2号のほか、指定管理者が利用を承認した者 (利用の許可)</p> <p>第8条 福祉センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、<u>デイサービス利用者</u>にあっては、この</p>	<p>第6条 福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) デイサービス事業 ア～キ (略)</p> <p>ク 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第7項の通所介護</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>訪問による配食サービス</u>に関すること。</p> <p>(3) 居住部門事業 ア～エ (略)</p> <p>オ <u>介護保険法第8条第9項の短期入所生活介護に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号のほか、町長が必要と認める事業</u> (利用者の範囲)</p> <p>第7条 福祉センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) デイサービス事業にあっては、町内に居住するおおむね65歳以上の者であって、<u>身体が虚弱等のために日常生活を営むのに支障がある者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2号のほか、指定管理者が利用を承認した者 (<u>通所介護利用者及び短期入所生活介護利用者を含む。</u>) (利用の許可)</p> <p>第8条 福祉センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、<u>通所介護利用者及び短期入所生活介護</u></p>

改正後	改正前												
<p>限りでない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可をするに<u>当たり</u>、長期の居住利用については高齢者生活福祉センター入所判定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 (略) (利用料金の納付) 第11条 (略)</p> <p>2 <u>居住部門事業の利用料金</u>は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。 (利用料金の減免)</p> <p>第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長が定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 在宅で生活している<u>要介護者等</u>で、町民税非課税者</p> <p>(5) その他町長が利用料金の減免をすることが必要であると認める<u>者</u></p> <p>別表 (第11条関係) <u>削除</u></p> <table border="1" data-bbox="1241 1146 1372 2016"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1241 1146 1276 2016"><u>(1) 長期の居住利用の場合 収入の区分に応じ次表に定める額</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 1505 1324 2016">対象収入による階層区分</td> <td data-bbox="1276 1146 1324 1505"><u>利用料金 (月額)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1324 1505 1372 2016">A 1,200,000円以下</td> <td data-bbox="1324 1146 1372 1505">0 <u>円</u></td> </tr> </table>	<u>(1) 長期の居住利用の場合 収入の区分に応じ次表に定める額</u>		対象収入による階層区分	<u>利用料金 (月額)</u>	A 1,200,000円以下	0 <u>円</u>	<p><u>利用者</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可をするに<u>当たっては</u>、<u>四万十町高齢者等地域ケア会議及び長期の居住利用については高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス</u>入所判定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 (略) (利用料金の納付) 第11条 (略)</p> <p>2 <u>利用料金</u>は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。 (利用料金の減免)</p> <p>第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長が定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>介護保険の要介護認定を受け</u>、在宅で生活している<u>高齢者</u>で、町民税非課税者</p> <p>(5) その他町長が利用料金の減免をすることが必要であると認める<u>者</u> <u>指示した事業を実施するとき。</u></p> <p>別表 (第11条関係) <u>(1) 配食サービス利用料金</u> <u>配食サービス</u></p> <table border="1" data-bbox="1184 206 1232 1093"> <tr> <td data-bbox="1184 542 1232 1093"></td> <td data-bbox="1184 206 1232 542"><u>1食 400円</u></td> </tr> </table> <p><u>(2) 居住施設利用料金</u></p> <table border="1" data-bbox="1276 206 1372 1093"> <tr> <td data-bbox="1276 542 1324 1093">対象収入による階層区分</td> <td data-bbox="1276 206 1324 542"><u>利用者負担額 (円)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1324 542 1372 1093">A 1,200,000円以下</td> <td data-bbox="1324 206 1372 542">0</td> </tr> </table>		<u>1食 400円</u>	対象収入による階層区分	<u>利用者負担額 (円)</u>	A 1,200,000円以下	0
<u>(1) 長期の居住利用の場合 収入の区分に応じ次表に定める額</u>													
対象収入による階層区分	<u>利用料金 (月額)</u>												
A 1,200,000円以下	0 <u>円</u>												
	<u>1食 400円</u>												
対象収入による階層区分	<u>利用者負担額 (円)</u>												
A 1,200,000円以下	0												

改正後		改正前	
B	1,200,001円～1,300,000円	1,200,001円～1,300,000円	4,000円
C	1,300,001円～1,400,000円	1,300,001円～1,400,000円	7,000円
D	1,400,001円～1,500,000円	1,400,001円～1,500,000円	10,000円
E	1,500,001円～1,600,000円	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
F	1,600,001円～1,700,000円	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
G	1,700,001円～1,800,000円	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
H	1,800,001円～1,900,000円	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
I	1,900,001円～2,000,000円	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
J	2,000,001円～2,100,000円	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
K	2,100,001円～2,200,000円	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
L	2,200,001円～2,300,000円	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
M	2,300,001円～2,400,000円	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
N	2,400,001円以上	2,400,001円以上	50,000円
		<u>短期居住利用料金</u>	<u>1日 1,000円</u>

備考

削除

1 対象収入とは、利用者の前年中の総収入をいう。
2 居住施設の利用に伴う光熱水費等の実費については、利用者が負担するものとする。

(2) 短期の居住利用の場合 月額1,000円
備考 短期居住とは、介護者等の都合により、入所判定委員会を経ることなく原則3か月以内を限度として一時的に要介護者等が施設において居住することをいう。

備考

1 短期居住とは、介護者等の都合により、3か月以内を限度として一時的に要介護者が施設において居住することをいう。
2 対象収入とは、利用者の前年中の総収入をいう。
3 居住施設の利用に伴う光熱水費等の実費については、利用者が負担するものとする。

■議案第23号 四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

【要旨】

引用法令の誤り及び利用者の区分並びに利用料金の修正をするため条例を改正するものです。

【施行期日】

公布の日

【根拠法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（略）

2～7（略）

8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（事項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9～11（略）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）（抜粋）

（法第115条の45の3第2項の厚生労働省令で定めるところにより算定する額）

第140条の63の2 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額は、次の各号に掲げる事業に応じて、当該各号に掲げる額とする。

（1）第140条の63の6第1号イに規定する基準に従う事業 イ及びロに掲げる事業に応じて、それぞれイ及びロに掲げる額

イ 第一号訪問事業又は第一号通所事業 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条の規定による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）又は同条第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当するサービスに要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（市町村が当該算定した費用の額を勘案して別に定める場合にあつては、その額とする。）（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。次号イにおいて同じ。）の100分の90（市町村が100分の90以下の範囲内で別に定める場合にあつては、その割合とする。次号イにおいて同じ。）に相当する額

ロ（略）

（2）・（3）（略）

2～5（略）

四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利用料金(地方自治法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。)の徴収及び減免に関する業務</p> <p>(4) (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) 法の規定による要介護又は要支援認定を受けた者</p> <p><u>(2) 法に基づき介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる者</u></p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる者のほか、<u>町長</u>が必要と認める者</p> <p>別表(第8条関係)</p>	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利用料金(地方自治法第224条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。)の徴収及び減免に関する業務</p> <p>(4) (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) 法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス又は居宅支援サービスに係る者</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げる者のほか、<u>指定管理者</u>が必要と認める者</p> <p>別表(第8条関係)</p>	<p>利用者の区分</p> <p>金額</p> <p>法第41条第4項第1号又は<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の2第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例</u>により算定した費用の額以下<u>の範囲内で、町が定める基準により算定した費用の額</u>が、現に当該サービスに要した費用の額を超え、当該現に要した費用の各被保険者の負担割合に応じた額に食材費等、利用者に負担させることが</p>	<p>利用者の区分</p> <p>金額</p> <p>法第41条第4項第1号又は<u>法第53条第2項第1号の規定による</u>厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が、現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)の<u>100分の10に相当する額</u>に食材費等、利用者に負担させることが適当と認められる費用を加えた額</p>

改正後		改正前	
	適当と認められる費用を加えた額		
第5条第3号に規定する者	施設の利用料金及び原材料費等の実費	第5条第2号に規定する者	施設の利用料金及び原材料費等の実費

■議案第24号 四万十町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町では、森林資源の保全と住民の安全確保等のため、火入れに関する許可の手続きその他必要な事項について定めております。

近年の気候変動の影響により、全国的に大規模な林野火災が発生しており、林野火災予防の実効性を高めることを目的に高幡消防組合火災予防条例の一部が改正されました。

本町においても林野火災の予防を徹底し、火入れ作業の安全管理を強化するため、本条例の一部を改正するものです。

【改正内容】

1. 新たに運用が開始された林野火災注意報及び林野火災警報を火入れの中止基準として追加します。
2. 火入れ実施の際の連絡先、許可を行った旨の通知先を修正します。
3. 様式第1号を修正します。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町火入れに関する条例新旧対照表 一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災注意報、林野火災警報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u></p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがある<u>と認められる場合又は前項に規定される事項に該当する場合</u>には、<u>速やかに火入れを中止し、消火しなければならぬ。</u></p> <p>(緊急連絡体制の整備)</p> <p>第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、町長及び<u>消防署長</u>に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。 (<u>消防署長</u>への通知等)</p> <p>第16条 町長は、火入れの許可を行った場合には、<u>消防署長</u>にその旨を通知するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u></p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき、又は強風注意報、異常乾燥注意報、火災警報等が発令されたとき</u>には、速やかに火入れを中止し、消火しなければならぬ。</p> <p>(緊急連絡体制の整備)</p> <p>第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、町長及び<u>消防長 (消防署長)</u>に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。 (<u>消防長 (消防署長)</u>への通知等)</p> <p>第16条 町長は、火入れの許可を行った場合には、<u>消防長 (消防署長)</u>にその旨を通知するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>

改正後

様式第1号 (第2条関係)

四万十町長 様 火 入 許 可 申 請 書 年 月 日
 申請者 住所 氏名

次のように火入れを行いたいので許可されたく、四万十町火入れに関する条例第2条の規定により申請します。

所在地	
所有者 (管理者)	
地種区分	保安林 ()・普通林・原野・その他 ()
所有区分	国有地 ()、公有地 ()、私有地 ()
面積	総面積 ヘクタール
火入れ期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
火入れ目的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良
火入れ方法	
防火 火体 器具	防火従事者 男 人・女 人・計 人 防火帯 延長 メートル・幅員 メートル 器具
火入責任者	
備考	(添付書類 通)

(注)

- 保安林の () 中には保安林種を記入
- その他の () には土地現況を記入
- 所有区分の () には、所有形態の細分 (部分林、共有林、社寺有林等) を記入

改正前

様式第1号 (第2条関係)

四万十町長 様 火 入 許 可 申 請 書 年 月 日
 申請者 住所 氏名

次のように火入れを行いたいので許可されたく、四万十町火入れに関する条例第2条の規定により申請します。

所在地	
所有者 (管理者)	
地種区分	保安林 ()・普通林・原野・その他 ()
所有区分	国有地 ()、公有地 ()、私有地 ()
面積	総面積 ヘクタール
火入れ期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
火入れ目的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良
火入れ方法	
防火 火体 器具	防火従事者 男 人・女 人・計 人 防火帯 延長 メートル・幅員 メートル 器具
火入責任者	
備考	(添付書類 通)

(注)

- 保安林の () 中には保安林種を記入
- その他の () には土地現況を記入
- 所有区分の () には、所有形態の細分 (部分林、共有林、社寺有林等) を記入

■議案第25号 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町では、町立学校の教職員に対する住まいの提供を目的に、教職員住宅を設置していますが、学校の統廃合に伴う教職員数の減少や、高速道路の延伸による通勤時間の短縮等によって、教職員住宅を希望する教職員が少なくなっています。

このため、今後入居の見込みのない教職員住宅において、払い下げや教職員以外の者も入居できるよう、今回、3棟5戸を教職員住宅から除外するものです。

【改正の内容】

四万十町教職員住宅条例の適用施設から「大奈路小教員住宅2、十川教員住宅1、十川教員住宅2、昭和教員住宅6-1、昭和教員住宅6-2」を削除します。

【施行期日】

令和8年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前					
別表 (第2条、第3条関係)						別表 (第2条、第3条関係)					
名称	建設年度	構造種別	建築面積 (m ²)	設置場所	家賃月額 (円)	名称	建設年度	構造種別	建築面積 (m ²)	設置場所	家賃月額 (円)
(略)						(略)					
大奈路小教員住宅 1	昭和57年	木造平屋建て	61	四万十町西ノ川149番地 3	15,000	大奈路小教員住宅 1	昭和57年	木造平屋建て	61	四万十町西ノ川149番地 3	15,000
大奈路中教員住宅 2 - 1	平成7年	木造二階建て	42	四万十町西ノ川85番地 7	14,000	大奈路中教員住宅 2 - 1	平成7年	木造二階建て	42	四万十町西ノ川85番地 7	14,000
(略)						(略)					
川口教員住宅 7	昭和57年	鉄骨木造二階建て	30	四万十町十和川口519番地 2	12,000	川口教員住宅 7	昭和57年	鉄骨木造二階建て	30	四万十町十和川口519番地 2	12,000
十川教員住宅 1	昭和47年	木造二階建て	40	四万十町十和川224番地 1	6,800	十川教員住宅 1	昭和47年	木造二階建て	40	四万十町十和川224番地 1	6,800
十川教員住宅 2	昭和47年	木造二階建て	40	四万十町十和川224番地 1	6,800	十川教員住宅 2	昭和47年	木造二階建て	40	四万十町十和川224番地 1	6,800
昭和教員住宅 5 - 1	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地 1	12,000	昭和教員住宅 5 - 1	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地 1	12,000
昭和教員住宅 5 - 2	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地 1	12,000	昭和教員住宅 5 - 2	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地 1	12,000
昭和教員住宅 5 - 3	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地 1	12,000	昭和教員住宅 5 - 3	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地 1	12,000

改正後		改正前					
削除	大井川教員 住宅 1	昭和62年	木造平屋建て	59	四万十町大井川 1495番地 1	11,700	(略)
削除	大井川教員 住宅 1	昭和62年	木造平屋建て	59	四万十町大井川 1495番地 1	11,700	(略)

■議案第26号 四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

【要旨】

四万十町社会体育施設条例（平成18年四万十町条例第183号）は、体育の普及振興等と町民の心身の健全な発達に寄与することを目的とした社会体育施設（運動場、体育館、テニスコート）の設置条例です。

一方、四万十町窪川勤労者体育センターについては、町民及び町内の事業所で働く勤労者の体力増進と勤労意欲の向上を図るための施設として昭和58年に整備され、現在は社会体育や窪川中学校の部活動などで使用されており、単独の条例を設けています。

窪川勤労者体育センターについては、社会体育施設の一つとして位置付けられるため、四万十町社会体育施設条例に規定することとし、合わせて、既存の施設について、実際の運用に合わせた整理を行うものです。

なお、四万十町窪川勤労者体育センター条例（平成18年四万十町条例第178号）は、廃止します。

【条例の主な内容】

1. 四万十町窪川勤労者体育センターを本条例に追加します。
2. 既存の社会体育施設について実際の運用状況に合わせた内容に改正します。
3. 四万十町窪川勤労者体育センター条例を附則により廃止します。
4. 字句の修正等を行います。

※ 使用手続きや使用料など町民への影響はありません。

【施行期日】

令和8年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																		
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>スポーツの振興を図り、もって町民の健康で文化的な生活の向上に資するため</u>、四万十町社会体育施設（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>体育の普及振興を図り、もって町民の心身の健全な発達に寄与するため</u>、四万十町社会体育施設（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十町窪川運動場</td> <td>四万十町金上野949番地</td> </tr> <tr> <td><u>四万十町窪川勤労者体育センター</u></td> <td><u>四万十町香月が丘1480番地</u></td> </tr> <tr> <td>四万十町志和体育館</td> <td>四万十町志和423番地イ</td> </tr> <tr> <td>四万十町丸山体育館</td> <td>四万十町東川角乙609番地3</td> </tr> <tr> <td>四万十町大正テニスコート</td> <td>四万十町大正278番地1</td> </tr> <tr> <td>四万十町十和体育館</td> <td>四万十町久保川41番地1</td> </tr> <tr> <td>四万十町古城体育館</td> <td>四万十町古城875番地2</td> </tr> <tr> <td>四万十町大道体育館</td> <td>四万十町大道1351番地11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならぬ。</p>	名称	位置	四万十町窪川運動場	四万十町金上野949番地	<u>四万十町窪川勤労者体育センター</u>	<u>四万十町香月が丘1480番地</u>	四万十町志和体育館	四万十町志和423番地イ	四万十町丸山体育館	四万十町東川角乙609番地3	四万十町大正テニスコート	四万十町大正278番地1	四万十町十和体育館	四万十町久保川41番地1	四万十町古城体育館	四万十町古城875番地2	四万十町大道体育館	四万十町大道1351番地11	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十町窪川運動場</td> <td>四万十町金上野949番地</td> </tr> <tr> <td>四万十町志和体育館</td> <td>四万十町志和423番地イ</td> </tr> <tr> <td>四万十町丸山体育館</td> <td>四万十町東川角乙609番地3</td> </tr> <tr> <td>四万十町大正テニスコート</td> <td>四万十町大正278番地1</td> </tr> <tr> <td>四万十町十和体育館</td> <td>四万十町久保川41番地1</td> </tr> <tr> <td>四万十町古城体育館</td> <td>四万十町古城875番地2</td> </tr> <tr> <td>四万十町大道体育館</td> <td>四万十町大道1351番地11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならぬ。</p>	名称	位置	四万十町窪川運動場	四万十町金上野949番地	四万十町志和体育館	四万十町志和423番地イ	四万十町丸山体育館	四万十町東川角乙609番地3	四万十町大正テニスコート	四万十町大正278番地1	四万十町十和体育館	四万十町久保川41番地1	四万十町古城体育館	四万十町古城875番地2	四万十町大道体育館	四万十町大道1351番地11
名称	位置																																		
四万十町窪川運動場	四万十町金上野949番地																																		
<u>四万十町窪川勤労者体育センター</u>	<u>四万十町香月が丘1480番地</u>																																		
四万十町志和体育館	四万十町志和423番地イ																																		
四万十町丸山体育館	四万十町東川角乙609番地3																																		
四万十町大正テニスコート	四万十町大正278番地1																																		
四万十町十和体育館	四万十町久保川41番地1																																		
四万十町古城体育館	四万十町古城875番地2																																		
四万十町大道体育館	四万十町大道1351番地11																																		
名称	位置																																		
四万十町窪川運動場	四万十町金上野949番地																																		
四万十町志和体育館	四万十町志和423番地イ																																		
四万十町丸山体育館	四万十町東川角乙609番地3																																		
四万十町大正テニスコート	四万十町大正278番地1																																		
四万十町十和体育館	四万十町久保川41番地1																																		
四万十町古城体育館	四万十町古城875番地2																																		
四万十町大道体育館	四万十町大道1351番地11																																		
<p>2 町長は、<u>前項の許可に際し</u>、管理上必要な条件を付することができる。</p>	<p>2 <u>窪川運動場又は大正テニスコートの使用は、体育及び運動を目的とする者に限り、これを許可する。また体育館の使用は、体育、運動及び文化活動を目的とする者に限り、これを許可する。ただし、町長が公益上必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 町長は、<u>前2項の規定により施設の使用を許可する場合に</u>、管理上必要な条件を付することができる。</p>																																		

改正後	改正前																																						
<p>(使用時間)</p> <p>第8条 施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(使用時間)</p> <p>第8条 施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十町窪川運動場</td> <td>日の出から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>四万十町窪川勤労者体育センター</td> <td>午前8時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>四万十町志和体育館</td> <td>午前8時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>四万十町丸山体育館</td> <td>午前8時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>四万十町大正テニスコート</td> <td>日の出から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>四万十町古城体育館</td> <td>午前8時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>四万十町十和体育館</td> <td>午前8時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>四万十町大道体育館</td> <td>午前8時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に掲げる区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額（この額に10円未満の端数を切り捨てた額）の使用料を納めなければならない。</p> <p>(物品販売の不許可等)</p> <p>第13条 施設内においての物品の販売及び広告の掲示は、許可しない。ただし、町長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(管理の委託)</p>	施設の名称	使用時間	四万十町窪川運動場	日の出から午後9時30分まで	四万十町窪川勤労者体育センター	午前8時から午後9時30分まで	四万十町志和体育館	午前8時から午後9時30分まで	四万十町丸山体育館	午前8時から午後9時30分まで	四万十町大正テニスコート	日の出から午後10時まで	四万十町古城体育館	午前8時から午後10時まで	四万十町十和体育館	午前8時から午後10時まで	四万十町大道体育館	午前8時から午後10時まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場</td> <td>日の出から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td>日の出から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>窪川運動場</td> <td>日の出から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>志和体育館</td> <td>午前8時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>丸山体育館</td> <td>午前8時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>大正テニスコート</td> <td>日の出から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>古城体育館</td> <td>午前8時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>十和体育館</td> <td>午前8時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>大道体育館</td> <td>午前8時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に掲げる区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を納めなければならない。</p> <p>(物品販売の不許可等)</p> <p>第13条 施設内においての物品の販売及び広告の掲示は、許可しない。ただし、町長の許可を受けた者は、この限りでない。</p> <p>(管理の委託)</p>	施設名	使用時間	野球場	日の出から午後9時30分まで	多目的広場	日の出から午後9時30分まで	窪川運動場	日の出から午後9時30分まで	志和体育館	午前8時から午後9時30分まで	丸山体育館	午前8時から午後9時30分まで	大正テニスコート	日の出から午後10時まで	古城体育館	午前8時から午後10時まで	十和体育館	午前8時から午後10時まで	大道体育館	午前8時から午後10時まで
施設の名称	使用時間																																						
四万十町窪川運動場	日の出から午後9時30分まで																																						
四万十町窪川勤労者体育センター	午前8時から午後9時30分まで																																						
四万十町志和体育館	午前8時から午後9時30分まで																																						
四万十町丸山体育館	午前8時から午後9時30分まで																																						
四万十町大正テニスコート	日の出から午後10時まで																																						
四万十町古城体育館	午前8時から午後10時まで																																						
四万十町十和体育館	午前8時から午後10時まで																																						
四万十町大道体育館	午前8時から午後10時まで																																						
施設名	使用時間																																						
野球場	日の出から午後9時30分まで																																						
多目的広場	日の出から午後9時30分まで																																						
窪川運動場	日の出から午後9時30分まで																																						
志和体育館	午前8時から午後9時30分まで																																						
丸山体育館	午前8時から午後9時30分まで																																						
大正テニスコート	日の出から午後10時まで																																						
古城体育館	午前8時から午後10時まで																																						
十和体育館	午前8時から午後10時まで																																						
大道体育館	午前8時から午後10時まで																																						

改正後		改正前																																																																																																															
<p>第17条 <u>町長は、施設の管理上必要と認めるときは、業務の一部を委託することができる。</u></p> <p>別表（第9条関係）</p> <p>1 <u>屋外施設</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">1時間当たりの金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一般</th> <th colspan="2">高校生以下の団体</th> </tr> <tr> <td></td> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>四万十町窪川運動場</u> 野球場</td> <td>昼間</td> <td>800円</td> <td>400円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>四万十町窪川運動場</u> 多目的広場</td> <td>昼間</td> <td>510円</td> <td>200円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>四万十町窪川運動場</u> テニスコート（1コートにつき）</td> <td>昼間</td> <td>510円</td> <td>200円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>800円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>四万十町大正テニスコート（1コートにつき）</u></td> <td>昼間</td> <td></td> <td></td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td></td> <td></td> <td>290円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	1時間当たりの金額				一般		高校生以下の団体			町内	町外	町内	町外	<u>四万十町窪川運動場</u> 野球場	昼間	800円	400円	700円	夜間	3,000円			<u>四万十町窪川運動場</u> 多目的広場	昼間	510円	200円	400円	夜間	3,000円			<u>四万十町窪川運動場</u> テニスコート（1コートにつき）	昼間	510円	200円	310円	夜間	800円			<u>四万十町大正テニスコート（1コートにつき）</u>	昼間			無料		夜間			290円	<p>第17条 <u>施設は、施設の運営を効果的に達成するため、業務の一部を委託することができる。</u></p> <p>別表（第9条関係）</p> <p>1 <u>窪川運動場</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分 (1時間につき)</th> <th colspan="2">一般</th> <th colspan="2">高校生以下の団体</th> <th colspan="2">職業団体</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>入場無料</th> <th>入場料徴収</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">野球場</td> <td>昼間</td> <td>510円</td> <td>800円</td> <td>400円</td> <td>700円</td> <td>1,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td></td> <td>8,000円</td> <td>16,020円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的広場</td> <td>昼間</td> <td>310円</td> <td>510円</td> <td>200円</td> <td>400円</td> <td>1,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td></td> <td>8,000円</td> <td>16,020円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テニスコート（1コートにつき）</td> <td>昼間</td> <td>310円</td> <td>510円</td> <td>200円</td> <td>310円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>510円</td> <td>800円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分 (1時間につき)	一般		高校生以下の団体		職業団体		町内	町外	町内	町外	入場無料	入場料徴収	野球場	昼間	510円	800円	400円	700円	1,000円	10,000円	夜間	2,000円	3,000円			8,000円	16,020円	多目的広場	昼間	310円	510円	200円	400円	1,000円	10,000円	夜間	2,000円	3,000円			8,000円	16,020円	テニスコート（1コートにつき）	昼間	310円	510円	200円	310円			夜間	510円	800円				
区分	1時間当たりの金額																																																																																																																
	一般		高校生以下の団体																																																																																																														
	町内	町外	町内	町外																																																																																																													
<u>四万十町窪川運動場</u> 野球場	昼間	800円	400円	700円																																																																																																													
	夜間	3,000円																																																																																																															
<u>四万十町窪川運動場</u> 多目的広場	昼間	510円	200円	400円																																																																																																													
	夜間	3,000円																																																																																																															
<u>四万十町窪川運動場</u> テニスコート（1コートにつき）	昼間	510円	200円	310円																																																																																																													
	夜間	800円																																																																																																															
<u>四万十町大正テニスコート（1コートにつき）</u>	昼間			無料																																																																																																													
	夜間			290円																																																																																																													
施設名	区分 (1時間につき)	一般		高校生以下の団体		職業団体																																																																																																											
		町内	町外	町内	町外	入場無料	入場料徴収																																																																																																										
野球場	昼間	510円	800円	400円	700円	1,000円	10,000円																																																																																																										
	夜間	2,000円	3,000円			8,000円	16,020円																																																																																																										
多目的広場	昼間	310円	510円	200円	400円	1,000円	10,000円																																																																																																										
	夜間	2,000円	3,000円			8,000円	16,020円																																																																																																										
テニスコート（1コートにつき）	昼間	310円	510円	200円	310円																																																																																																												
	夜間	510円	800円																																																																																																														
<p>備考 1 1時間未満の端数は、切り上げて計算する。ただし、<u>夜間（照明設備を使用する場合をいう。）の使用における1時間を超える部分については、30分ごとに表に掲げる金額の半額で計算する。</u></p>		<p>備考</p> <p>1 <u>使用時間には、準備及び片付けに要する時間を含むものとする。</u></p> <p>2 <u>1時間未満の端数は、切り上げて計算する。ただし、夜間料金（照明を使用するときの料金）については、最初の1時間は、表に掲げる料金とし、以後30分ごとに表に掲げる料金の半額を追加する。</u></p>																																																																																																															

改正後		改正前	
2 屋内施設		2 志和体育館・丸山体育館	
区分	一般	使用料(1時間につき)	
	金額	510円	310円
四万十町窪川勤労者体育センター	1時間につき510円	1時間につき310円	
四万十町志和体育館	4時間まで6000円。 以後1時間につき1,000円	1時間につき1,000円	
四万十町丸山体育館		1時間につき1,000円	
四万十町古城体育館		1時間につき1,000円	
四万十町大道体育館		1時間につき1,000円	
四万十町十和体育館	4時間まで6000円。 以後1時間につき1,000円	1時間につき1,000円	
備考 1時間未満の端数は、切り上げて計算する。		備考 1時間未満の端数は、切り上げて計算する。ただし、夜間料金(照明を使用するときの料金)については、最初の1時間は、表に掲げる料金とし、以後30分ごとに表に掲げる料金の半額を追加する。	
3 大正テニスコート		3 大正テニスコート	
施設名	使用料(1時間につき)	使用料(1時間につき)	
テニスコート	夜間	290円	
備考 1時間未満の端数は、切り上げて計算する。ただし、夜間料金(照明を使用するときの料金)については、最初の1時間は、表に掲げる料金とし、以後30分ごとに表に掲げる料金の半額を追加する。		備考 1時間未満の端数は、切り上げて計算する。ただし、夜間料金(照明を使用するときの料金)については、最初の1時間は、表に掲げる料金とし、以後30分ごとに表に掲げる料金の半額を追加する。	
4 古城体育館・十和体育館・大道体育館		4 古城体育館・十和体育館・大道体育館	
スポーツ開放等	使用時間	昼間 8時から17時まで	夜間 17時から22時まで
	使用料	510円	1,000円
	備考	昼間に照明を使用するときは、1時間につき310円を加算する。	
地域住民利用等	使用時間	7時から22時まで	
	使用料	4時間まで6,000円。4時間を超えると、1時間ごとに1,000円を加算する。	

改正後	改正前
	<p>備考 1 時間未満の端数は、切り上げて計算する。<u>ただし、夜間料金(照明を使用するときの料金)については、最初の 1 時間は、表に掲げる料金とし、以後30分ごとに表に掲げる料金の半額を追加する。</u></p>

■議案第27号 四万十町短期滞在型宿泊条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本施設は平成30年に本町への移住又は定住を促進することを目的として設置し、移住希望者の一時的な滞在、交流などに使用してきました。

今回の改正は、このたびの窪川高校の野球部復活に際し、本施設において学生及び指導者の受入を行うにあたり、本条例に減免規定を設けるものです。

【改正内容】

利用料金の減免を規定します。[第11条]

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

改正後	改正前
<p><u>(利用料金の減免)</u> <u>第11条 町長は、特に必要があると認め</u> <u>たときは、利用料金を減額することが</u> <u>できる。</u></p>	
<p>(損害賠償義務) <u>第12条</u> (略)</p>	<p>(損害賠償義務) <u>第11条</u> (略)</p>
<p>(委任) <u>第13条</u> (略)</p>	<p>(委任) <u>第12条</u> (略)</p>

■議案第28号～議案第55号 指定管理者の指定に関する共通資料

【要旨】

議案第28号から議案第55号までの議案は、観光施設、福祉施設、集会施設など本町が公の施設として設置し、指定管理者による管理を行っている計28施設に関するものです。

現在、これらの施設については、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共的団体等が指定管理者となり管理業務を行っていますが、令和8年3月末をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号。以下「指定手続条例」といいます。）第5条の規定により、これらの施設に係る指定管理者の候補者を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【公募によらず選定した理由】

2月13日に開催した四万十町指定管理者選定委員会において、「利用者の平等な利用とサービスの向上」、「施設の最大活用」、「適切な維持管理と経費縮減」、「安定管理のための経営規模と能力」等の観点から総合的に判断した結果、指定手続条例第5条の規定により、これら28施設の指定管理者の候補者を選定したものです。

【施設一覧】

議案番号及び施設の名称			
28	四万十町興津地区多目的集会所	42	四万十町大正生活支援住宅青空
29	四万十町大正北ノ川多目的集会所	43	四万十町デイサービスセンター百年荘
30	四万十町江師生活改善センター	44	四万十町デイサービスセンター緑林荘
31	四万十町瀬里集会所	45	四万十町デイサービスセンターさくら貝
32	四万十町小野農業構造改善センター	46	四万十町昭和基幹集落センター
33	四万十町十和東部地区交流センター	47	四万十町興津青少年旅行村
34	四万十町河内集会所	48	四万十町興津農水産物加工直販センター
35	四万十町井崎集会所	49	地吉農産物処理加工施設
36	四万十町十和川口集会所	50	四万十町三島キャンプ場
37	四万十町里川入会林総合利用センター	51	四万十町ライダーズイン四万十
38	四万十町昭和高齢者創作館	52	四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」
39	四万十町大正老人福祉センター	53	四万十町四万十緑林公園
40	四万十町十和高齢者生活福祉センター	54	窪川四万十会館
41	四万十町十和認知症高齢者グループホーム	55	四万十町窪川B & G海洋センター

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

第10章 公の施設

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（募集）

第2条 町長又は委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- （1） 公の施設の概要
- （2） 申請受付期間（次条において「申請期間」という。）
- （3） 利用料金に関する事項
- （4） 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- （5） 申請の資格
- （6） 選定の基準
- （7） その他町長等が指定する事項

（指定管理者の指定の申請）

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に町長等に提出しなければならない。

- （1） 管理を行う公の施設の事業計画書
- （2） 管理に係る収支計画書
- （3） 当該団体の経営状況を説明する書類
- （4） その他町長等が別に定める書類

（選定方法等）

第4条 町長等は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- （1） 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- （2） 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- （3） 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （4） 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- （5） その他町長等が別に定める事項

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第5条 町長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共的団体等（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第3条各号に掲げる書類に基づいて、当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし、総合的に判断を行うものとする。

■議案第28号 四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町興津 1408 番地 1 四万十町興津地区多目的集会所
指 定 管 理 者	四万十町興津 [REDACTED] 四万十町興津郷分地区 区長 嶋岡 明雄
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成 18 年四万十町条例第 218 号）抜粋

<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 3 条 町長は、法第244条の 2 第 3 項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であって、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務</p> <p>(3) 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務</p> <p>別表第 1（第 2 条、第 7 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>四万十町興津地区多目的集会所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	四万十町興津地区多目的集会所	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)						
四万十町興津地区多目的集会所	(略)						
(略)	(略)						

■議案第29号 四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町大正北ノ川 363 番地 5 四万十町大正北ノ川多目的集会所
指 定 管 理 者	四万十町大正北ノ川 [REDACTED] 四万十町大正北ノ川地区 区長 沖 俊憲
指 定 期 間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成18年四万十町条例第218号）抜粋

<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であって、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務</p> <p>(3) 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務</p> <p>別表第1（第2条、第7条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>四万十町大正北ノ川多目的集会所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	四万十町大正北ノ川多目的集会所	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)						
四万十町大正北ノ川多目的集会所	(略)						
(略)	(略)						

■議案第30号 四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町江師 178 番地 7 四万十町江師生活改善センター
指 定 管 理 者	四万十町江師 [REDACTED] 四万十町江師地区 区長 田辺 雄二
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成 18 年四万十町条例第 218 号）抜粋

<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 3 条 町長は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であって、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務</p> <p>(3) 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務</p> <p>別表第 1（第 2 条、第 7 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>四万十町江師生活改善センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	四万十町江師生活改善センター	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)						
四万十町江師生活改善センター	(略)						
(略)	(略)						

■議案第31号 四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町瀬里 53 番地 2 四万十町瀬里集会所
指 定 管 理 者	四万十町瀬里 [REDACTED] 四万十町瀬里地区 区長 森本 吉彦
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成 18 年四万十町条例第 218 号）抜粋

<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 3 条 町長は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務</p> <p>(3) 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務</p> <p>別表第 1（第 2 条、第 7 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>四万十町瀬里集会所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	四万十町瀬里集会所	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)						
四万十町瀬里集会所	(略)						
(略)	(略)						

■議案第32号 四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町小野 428 番地 2 四万十町小野農業構造改善センター
指 定 管 理 者	四万十町小野 [REDACTED] 四万十町小野地区 区長 高瀬 満伸
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成 18 年四万十町条例第 218 号）抜粋

<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 3 条 町長は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であって、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務</p> <p>(3) 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務</p> <p>別表第 1（第 2 条、第 7 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>四万十町小野農業構造改善センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	四万十町小野農業構造改善センター	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)						
四万十町小野農業構造改善センター	(略)						
(略)	(略)						

■議案第33号 四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町浦越 108 番地 四万十町十和東部地区交流センター
指 定 管 理 者	四万十町浦越 [REDACTED] 四万十町浦越地区 区長 小野川 隆彦
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成 18 年四万十町条例第 218 号）抜粋

<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 3 条 町長は、法第244条の 2 第 3 項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であって、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務</p> <p>(3) 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務</p> <p>別表第 1（第 2 条、第 7 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>四万十町十和東部地区交流センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	四万十町十和東部地区交流センター	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)						
四万十町十和東部地区交流センター	(略)						
(略)	(略)						

■議案第34号 四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町河内 185 番地 2 四万十町河内集会所
指 定 管 理 者	四万十町河内 四万十町河内地区 区長 山碕 豊茂
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成 18 年四万十町条例第 218 号）抜粋

<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 3 条 町長は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であって、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務</p> <p>(3) 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務</p> <p>別表第 1（第 2 条、第 7 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>四万十町河内集会所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	四万十町河内集会所	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)						
四万十町河内集会所	(略)						
(略)	(略)						

■議案第35号 四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町井崎 1165 番地 1 四万十町井崎集会所
指 定 管 理 者	四万十町井崎 [REDACTED] 四万十町井崎地区 区長 矢野 健一
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成 18 年四万十町条例第 218 号）抜粋

<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 3 条 町長は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務</p> <p>(3) 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務</p> <p>別表第 1（第 2 条、第 7 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>四万十町井崎集会所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	四万十町井崎集会所	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)						
四万十町井崎集会所	(略)						
(略)	(略)						

■議案第36号 四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町十和川口 131 番地 1 四万十町十和川口集会所
指 定 管 理 者	四万十町十和川口 [REDACTED] 四万十町十和川口地区 区長 林 忠義
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成 18 年四万十町条例第 218 号）抜粋

<p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第 3 条 町長は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であって、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>（指定管理者の業務）</p> <p>第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1） 施設の利用の許可に関する業務</p> <p>（2） 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務</p> <p>（3） 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務</p> <p>（4） 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務</p> <p>別表第 1（第 2 条、第 7 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>四万十町十和川口集会所</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>		（略）	（略）	四万十町十和川口集会所	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）						
四万十町十和川口集会所	（略）						
（略）	（略）						

■議案第37号 四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町里川 543 番地 1 四万十町里川入会林総合利用センター
指 定 管 理 者	四万十町里川 [REDACTED] 四万十町里川地区 区長 土居 稔
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成 18 年四万十町条例第 218 号）抜粋

<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 3 条 町長は、法第244条の 2 第 3 項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であって、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務</p> <p>(3) 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務</p> <p>別表第 1（第 2 条、第 7 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>四万十町里川入会林総合利用センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	四万十町里川入会林総合利用センター	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)						
四万十町里川入会林総合利用センター	(略)						
(略)	(略)						

■議案第38号 四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町昭和 532 番地 四万十町昭和高齢者創作館
指 定 管 理 者	四万十町昭和 [REDACTED] 四万十町昭和地区 区長 岡本 順一
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

【根拠法令】

四万十町昭和高齢者創作館条例（平成 18 年四万十町条例第 221 号）抜粋

（設置）

第 1 条 山村農家の高齢者等住民が農産物の加工及び手工芸等の特色を生かした創作活動並びにこの施設を効果的に活用して、地域住民の産業経済、教育文化及び福祉の向上に役立てるため、四万十町昭和高齢者創作館（以下「創作館」という。）を設置する。

（指定管理者による管理）

第 3 条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、創作館の管理を法人その他の団体であって、町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）施設の利用の許可に関する業務
- （2）施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3）施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- （4）前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

■議案第39号 四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町大正 32 番地 1 四万十町大正老人福祉センター
指 定 管 理 者	四万十町茂串町 11 番 30 号 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 会長 牧野 利恵子
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町大正老人福祉センター条例（平成 18 年四万十町条例第 71 号）抜粋

（設置）

第 1 条 地域の老人に対して各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませることを目的として、四万十町大正老人福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

（管理）

第 3 条 センターの管理は、法人その他の団体であって別に定めるところにより、町長が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）センターの設備及び設備の維持管理に関する業務
- （2）センターの運営に関する業務

2 指定管理者は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）等の関係法令及び事業に伴う指定基準を遵守するとともに、町長の指示した事項に留意し、常にセンターの適正な管理を行わなければならない。

■議案第40号 四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定
について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町昭和 470 番地 6 四万十町十和高齢者生活福祉センター
指 定 管 理 者	四万十町茂串町 11 番 30 号 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 会長 牧野 利恵子
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例（平成 18 年四万十町
条例第 72 号）抜粋

（設置）

第 1 条 町内に居住する高齢者に対し、各種のサービスのほか、介護支援機能、居
住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明
るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図るため、四万十町
十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス（以下「福祉センター」という。）
を設置する。

（管理）

第 3 条 福祉センターの管理は、法人その他の団体であって別に定めるところによ
り、町長が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 18 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- （1）福祉センターの利用の許可に関する業務
- （2）福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3）その他福祉センターの運営に関する業務のうち、町長のみの権限に属する
事務を除き、町長が必要と認める業務

■議案第41号 四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の
指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町久保川 41 番地 1 四万十町十和認知症高齢者グループホーム
指 定 管 理 者	四万十町茂串町 11 番 30 号 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 会長 牧野 利恵子
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町十和認知症高齢者グループホーム条例（平成 18 年四万十町条例第 73 号）抜
粋

（設置）

第 1 条 認知症のため日常生活を営むことに支障がある高齢者の福祉の向上に資
するため、四万十町十和認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」
という。）を設置する。

（管理）

第 4 条 グループホームの管理は、設置の目的を効果的に達成するため、法人その
他の団体であって、町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせ
る。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） グループホームの設備及び設備の維持管理に関する業務
- （2） グループホームの運営に関する業務

2 指定管理者は、介護保険法等の関係法令及び事業に伴う指定基準を遵守すると
ともに、町長の指示した事項に留意し、常にグループホームの適正な管理を行わ
なければならない。

■議案第42号 四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町大正 190 番地 1 四万十町大正生活支援住宅青空
指 定 管 理 者	四万十町茂串町 11 番 30 号 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 会長 牧野 利恵子
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町大正生活支援住宅条例（平成 18 年四万十町条例第 76 号）抜粋

（設置）

第 1 条 高齢者等で、在宅生活に不安がある者に対し各種サービスを提供し、少人数のグループ生活で家庭に近い生活環境を提供することにより、住み慣れた地域で健康的な生活が送れるように支援し、高齢者等の福祉の増進を図るため、四万十町大正生活支援住宅（以下「支援住宅」という。）を設置する。

（管理及び運営）

第 3 条 支援住宅は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も有効かつ効率的に運用しなければならない。

2 町長は、支援住宅の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であつて町が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）に定める手続により行うものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 支援住宅の入居の承認その他支援住宅の運営に関する業務
- (2) 支援住宅の施設及び備品の維持管理に関する業務

2 指定管理者は、町長の指示した事項に留意し、常に支援住宅の適正な管理を行わなければならない。

■議案第43号 四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定
について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町大正 32 番地 1 四万十町デイサービスセンター百年荘
指 定 管 理 者	四万十町茂串町 11 番 30 号 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 会長 牧野 利恵子
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町デイサービスセンター条例（平成 18 年四万十町条例第 74 号）抜粋

（設置）

第 1 条 在宅の要援護老人等に対し、通所の方法で各種のサービスを提供することにより、当該老人及びその家族の福祉の増進を図ることを目的として、デイサービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（管理運営）

第 3 条 センターの管理及び運営は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）等の諸法令、事業に伴う指定基準、この条例及びこの条例に基づく規則を遵守するとともに、町長の指示した事項に留意し、常に適正な管理及び運営を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 4 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第 1 条に規定する目的を達成する業務
- （2） センターの利用許可に関する業務
- （3） 利用料金（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定する料金をいう。以下同じ。）の徴収及び減免に関する業務
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

■議案第44号 四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定
について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町仕出原 496 番地 1 四万十町デイサービスセンター緑林荘
指 定 管 理 者	四万十町仁井田字倉木 462 番地 社会福祉法人明成会 理事長 岡村 理佐
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町デイサービスセンター条例（平成 18 年四万十町条例第 74 号）抜粋

（設置）

第 1 条 在宅の要援護老人等に対し、通所の方法で各種のサービスを提供することにより、当該老人及びその家族の福祉の増進を図ることを目的として、デイサービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（管理運営）

第 3 条 センターの管理及び運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）等の諸法令、事業に伴う指定基準、この条例及びこの条例に基づく規則を遵守するとともに、町長の指示した事項に留意し、常に適正な管理及び運営を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 4 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 1 条に規定する目的を達成する業務
- (2) センターの利用許可に関する業務
- (3) 利用料金（地方自治法第244条の 2 第 8 項に規定する料金をいう。以下同じ。）の徴収及び減免に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

■議案第45号 四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町興津 2520 番地 1 四万十町デイサービスセンターさくら貝
指 定 管 理 者	四万十町仁井田字倉木 462 番地 社会福祉法人明成会 理事長 岡村 理佐
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町デイサービスセンター条例（平成 18 年四万十町条例第 74 号）抜粋

（設置）

第 1 条 在宅の要援護老人等に対し、通所の方法で各種のサービスを提供することにより、当該老人及びその家族の福祉の増進を図ることを目的として、デイサービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（管理運営）

第 3 条 センターの管理及び運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）等の諸法令、事業に伴う指定基準、この条例及びこの条例に基づく規則を遵守するとともに、町長の指示した事項に留意し、常に適正な管理及び運営を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 4 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 1 条に規定する目的を達成する業務
- (2) センターの利用許可に関する業務
- (3) 利用料金（地方自治法第244条の 2 第 8 項に規定する料金をいう。以下同じ。）の徴収及び減免に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

■議案第46号 四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町昭和 569 番地 1 四万十町昭和基幹集落センター
指 定 管 理 者	四万十町茂串町 1 番 14 号 四万十町商工会 会長 武田 秀義
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町集会所等条例（平成 18 年四万十町条例第 218 号）抜粋

<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 3 条 町長は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務</p> <p>(3) 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務</p> <p>別表第 1（第 2 条、第 7 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>四万十町昭和基幹集落センター</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	四万十町昭和基幹集落センター	(略)
(略)	(略)				
四万十町昭和基幹集落センター	(略)				

■議案第47号 四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町興津 四万十町興津青少年旅行村
指 定 管 理 者	四万十町琴平町1番1号 一般社団法人四万十町観光協会 会長 市川 敏英
指 定 期 間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町興津青少年旅行村条例（平成18年四万十町条例第139号）抜粋

（設置）

第1条 青少年が都市で接することのできない良好な自然に接触し、豊かな情操を育むとともに、レクリエーション活動を通じて心身の健全な育成を図り、また各地から集まる青少年が指導者のもとに規律ある生活や協調の精神を体得するため、四万十町に青少年旅行村（以下「旅行村」という。）を設置する。

（管理運営）

第4条 旅行村は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、常に善良な管理者としての注意をもって業務を行い、この条例を遵守し、最も適切な方法により管理及び運営を実施しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者の行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1条に規定する目的を達成する業務
- (2) 利用料金（法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。）の徴収及び減免に関する業務
- (3) 旅行村の利用許可に関する業務
- (4) 旅行村の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

■議案第48号 四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町興津 2135 番地 74 四万十町興津農水産物加工直販センター
指 定 管 理 者	四万十町琴平町 1 番 1 号 一般社団法人四万十町観光協会 会長 市川 敏英
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町興津農水産物加工直販施設条例（平成 18 年四万十町条例第 223 号）抜粋

（設置）

第 1 条 地域経済の発展と町民の生活向上に寄与するため、地域で生産される農水産物等の付加価値化を図ると共に、産物の販売等の用に供する施設として、農水産物加工直販施設（以下「加工直販施設」という。）を設置する。

（指定管理者による管理）

第 3 条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、加工直販施設の管理を法人その他の団体であって、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）加工直販施設の利用の許可等に関する業務
- （2）加工直販施設の利用料金（以下「利用料金」という。）の徴収及び減免に関する業務
- （3）加工直販施設の維持管理に関する業務
- （4）その他町と協定した業務
- （5）前各号に掲げるもののほか、加工直販施設の設置目的を達成するために必要な業務

■議案第49号 地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町地吉 1271 番地 2 地吉農産物処理加工施設
指 定 管 理 者	四万十町地吉 [REDACTED] 五縁の会 代表 久原 喜美子
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

【根拠法令】

四万十町十和農林水産物処理加工施設条例（平成 18 年四万十町条例第 222 号）抜粋

（設置）

第 1 条 農家所得の向上及び農家婦人の働く場の確保を図るため、地域内資源の農産物を加工し、付加価値を高めた特産品の開発及び製造を目的として、農林水産物処理加工施設（以下「加工所」という。）を設置する。

（指定管理者による管理）

第 3 条 町長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、加工所の管理を法人その他の団体であって、町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の利用の許可に関する業務
- （2） 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3） 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

■議案第50号 四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町昭和 1072 番地周辺一帯 四万十町三島キャンプ場
指 定 管 理 者	四万十町昭和 [REDACTED] 四万十川三島観光組合 組合長 武石 恵幸
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例（平成 18 年四万十町条例第 141 号）抜粋

（設置）

第 1 条 住民に健全な保健休養の場を提供し、自然と人との共生を大切にする心をかん養するとともに、地域間の交流を通じて本町の産業、文化及び観光の向上に資するため、四万十町昭和ふるさと交流センター、四万十町ライダーズイン四万十及び四万十町三島キャンプ場（以下これらを「施設」という。）を設置する。

（指定管理者）

第 3 条 施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も有効かつ効率的に運用しなければならない。

2 町長は、施設の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であって町が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）の定める手続により行うものとする。

4 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 1 条に規定する目的を達成する業務
- (2) 施設の利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金の徴収及び減免に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

5 指定管理者は、施設の管理を行う場合に、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 第 1 条に規定する施設の設置目的及び公の施設の運営に関する制度を理解し、運営すること。
- (2) 業務の休業日を定める場合には、あらかじめ町長の承認を得ること。
- (3) 施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。

■議案第51号 四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町井崎4番地2 四万十町ライダーズイン四万十
指 定 管 理 者	四万十町井崎 保喜組 代表者 谷脇 久文
指 定 期 間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例（平成18年四万十町条例第141号）抜粋

（設置）

第1条 住民に健全な保健休養の場を提供し、自然と人との共生を大切にする心をかん養するとともに、地域間の交流を通じて本町の産業、文化及び観光の向上に資するため、四万十町昭和ふるさと交流センター、四万十町ライダーズイン四万十及び四万十町三島キャンプ場（以下これらを「施設」という。）を設置する。

（指定管理者）

第3条 施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も有効かつ効率的に運用しなければならない。

2 町長は、施設の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であつて町が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）の定める手続により行うものとする。

4 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1条に規定する目的を達成する業務
- (2) 施設の利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金の徴収及び減免に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

5 指定管理者は、施設の管理を行う場合に、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 第1条に規定する施設の設置目的及び公の施設の運営に関する制度を理解し、運営すること。
- (2) 業務の休業日を定める場合には、あらかじめ町長の承認を得ること。
- (3) 施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。

■議案第52号 四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町平串 284 番地 1 地場産業振興センター「あぐり窪川」
指 定 管 理 者	四万十町平串 284 番地 1 株式会社あぐり窪川 代表取締役社長 森 武士
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町地場産業振興センター条例（平成 18 年四万十町条例第 133 号）抜粋

（設置）

第 1 条 地域経済の発展と町民の生活の向上に寄与するために地場産業の振興を目的として山村振興等農林漁業特別対策事業等により農林水産物の直売、食材提供及び地域食材加工処理を行い併せて行事、催物その他の用に供する施設として四万十町地場産業振興センター（以下「センター」という。）を設置する。

（管理運営）

第 4 条 センターは、常に良好な状態で管理し、その設置の目的を効果的に達成するよう運営しなければならない。

2 センターの管理及び運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（業務）

第 5 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）農林水産物及び特産品の販売に関すること。
- （2）農林水産物の加工及び特産品開発に関すること。
- （3）都市、農村交流に関すること。
- （4）地域情報等の提供に関すること。
- （5）施設の利用に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務

■議案第53号 四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町香月が丘地内 四万十緑林公園
指 定 管 理 者	四万十町香月が丘8番102号 公益財団法人四万十公社 理事長 田邊 聖
指 定 期 間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【根拠法令】

四万十町四万十緑林公園条例（平成18年四万十町条例第206号）抜粋

<p>（設置）</p> <p>第1条 町民のゆとりと活力に満ちた生活の向上に寄与するため四万十緑林公園（以下「公園」という。）を設置する。</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 公園の管理は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第5条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>（1） 第1条の設置目的を達成するための事業に係る業務</p> <p>（2） 公園の利用及びその制限に関する業務</p> <p>（3） 利用料金（法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。）の徴収及び減免に関する業務</p> <p>（4） 公園の維持及び管理に関する業務</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、町長が定める業務</p>

■議案第54号 窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町香月が丘 1434 番地 1 窪川四万十会館
指 定 管 理 者	四万十町香月が丘 8 番 102 号 公益財団法人四万十公社 理事長 田邊 聖
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町窪川四万十会館条例（平成 18 年四万十町条例第 205 号）抜粋

（設置）

第 1 条 町民の明るく豊かな文化生活に寄与するため、文化事業の推進その他の催物の用に供する施設として四万十町窪川四万十会館（以下「会館」という。）を設置する。

（指定管理者による管理）

第 3 条 会館の管理は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第 1 条の設置目的を達成するための事業に係る業務
- （2） 会館の利用及びその制限に関する業務
- （3） 利用料金（法第 244 条の 2 第 8 項に規定する料金をいう。以下同じ。）の徴収及び減免に関する業務
- （4） 会館の維持及び管理に関する業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が定める業務

■議案第55号 四万十町窪川 B&G 海洋センターに係る指定管理者の指定について

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町本堂 405 番地 4 四万十町窪川 B & G 海洋センター
指 定 管 理 者	四万十町本堂 405 番地 4 特定非営利活動法人くぼかわスポーツクラブ 会長 川上 哲男
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【根拠法令】

四万十町窪川 B & G 海洋センター条例（平成 20 年四万十町条例第 38 号）抜粋

（設置）

第 1 条 海洋性スポーツ、レクリエーション活動等を通じて町民の体力向上と健全な青少年の育成を図ることを目的として、四万十町窪川 B & G 海洋センター（以下「海洋センター」という。）を設置する。

（指定管理者による管理）

第 3 条 海洋センターの管理は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- （1） 第 1 条の設置目的を達成するための事業に係る業務
- （2） 海洋センターの利用及びその制限に関する業務
- （3） 利用料金（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定する料金をいう。以下同じ。）の徴収、減免に関する業務
- （4） 海洋センターの維持及び管理に関する業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が定める業務

